

10月1日から国民健康保険証が新しくなります

○保険証が「うぐいす色」に変わります！

国保に加入する方の世帯に9月中旬、「うぐいす色」の新しい保険証を送付しました。お手元に届いている保険証に記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないか確認してください。保険証は国保の被保険者であることを証明するものですので大切に取り扱いましょう。



○こんなときは必ず14日以内に届出を!!

国保に加入する場合や他の健康保険に加入したために国保をやめる場合には、14日以内に役場本庁の生活健康課または総合支所の住民生活室へ必ず届出をお願いします。

【加入時の注意点】

加入の届け出が遅れてしまうと、資格が発生した時点までさかのぼって保険税を納めていただくこととなります。その間の医療費は、やむをえない事情がある場合を除いて、全額自己負担となります。

【脱退時の注意点】

国保をやめる場合で、国保の保険証が手元にあるために、うっかり病院などで保険証を使ってしまうと、国保で負担した医療費を返納してもらうことがあります。

【手続きの際の注意点】

手続の際には、来庁者の本人確認書類（運転免許証など）、認印をお持ちください。別世帯の方が手続される際には、委任状が必要です。



こんなときは **14日以内** に届出を

加入するとき

こんなときは	届出に必要なもの
●他の市区町村から転入したとき	他の市区町村の転出証明書
●職場の健康保険をやめたとき ●職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険をやめた証明書
●子供が生まれたとき	父母等の保険証、出生を証明するもの
●生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
●外国籍の人が加入するとき	在留カードまたは特別永住者証明書

脱退するとき

こんなときは	届出に必要なもの
●他の市区町村に転出するとき	保険証
●職場の健康保険に加入したとき ●職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の保険証
●生活保護を受けるとき	保険証、保護開始決定通知書
●死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
●外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カードまたは特別永住者証明書

生活健康課・町民室(本庁)
住民生活室(総合支所)
☎(58)7070 ☎(56)2222

ご存知ですか？行政相談委員

行政相談週間 10月17日(月)～23日(日)



岡本 優さん(小長井区)
☎(59)2204



山田俊男さん(上長尾区)
☎(56)0385

年金、河川の管理、雇用、道路、電波・通信など、国の仕事やその手続き、サービスについて、「困っていることがある」「こうしてほしい」「どこに相談したらいいかわからない」といったことはありませんか。

このような行政に関する住民の皆さんの苦情や要望、問い合わせなどをお聞きし、解決を図るのが「行政相談」であり、身近な窓口となるのが「行政相談委員」です。

行政相談委員は、総務大臣が委嘱している民間の有識者(ボランティア)の方です。下記のとおり相談窓口を開設しますので、お気軽にご相談ください。

▼町の行政相談委員
川根本町では、2名の行政

相談委員が皆さんの相談をお受けしています。

▼10月、11月の定例相談日

10月12日(水) 午前9時～11時30分
川根本町文化会館(小長井) 11月16日(水) 午前9時～11時30分
生活改善センター(高郷)

▼総務省静岡行政評価事務所

〒420-0853
静岡市葵区追手町9-50
(静岡地方合同庁舎5階)
☎054(254)1100
FAX 054(254)6513
☎0570-090110 (ナビダイヤル)
インターネットによる相談受付
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

平成28年度 高齢者用肺炎球菌ワクチン 予防接種(定期予防接種)費用助成について

町では、高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種の費用の一部を負担しております。

定期予防接種対象者①に該当する方には、既に通知を送付させておりますが、町が接種費用の一部を負担する機会は、生涯に一度となりますので、接種を希望される方はこの機会に接種してください。

■定期予防接種対象者②

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

■対象とならない方

定期予防接種の対象者であっても、既に肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の予防接種を受けたことがある方

■接種期間

平成28年4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

■自己負担金

3千円(ただし、生活保護受給者は無料)

※接種方法等の詳細につきましては、町から3月末頃に発送しました通知をご覧ください。

※ご不明な点は担当までご連絡ください。

■定期予防接種対象者①

65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれの方
70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれの方
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの方
80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方
85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれの方
90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれの方
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれの方
100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日生まれの方